

令和 4 年 2 月 2 5 日

東京都品川区大崎 1 - 2 - 2
ト ピ ー 健 康 保 険 組 合
理 事 長 山 口 政 幸

任意継続被保険者標準報酬月額上限額について

健康保険法第 4 7 条第 2 項の規定によるトピー健康保険組合任意継続被保険者の標準報酬月額について、下記のとおり公告する。

記

令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日までの間、令和 4 年 3 月 3 1 日以前に資格を取得した任意継続被保険者に適用する標準報酬月額上限の等級及び月額

第 2 6 等級 3 8 0 , 0 0 0 円

算出基礎

令和 3 年 9 月 3 0 日現在	全被保険者の標準報酬月額総計	1,648,154,000 円	①
〃	被保険者数	4,281 人	②
〃	平均標準報酬月額	384,993 円	(①／②)

《注》

令和 4 年 3 月 3 1 日以前に任意継続被保険者の資格を取得した任意継続被保険者の標準報酬月額については、①退職により任意継続被保険者となる本人の退職時の標準報酬月額 ②前年の 9 月 30 日におけるトピー健康保険組合全被保険者の平均標準報酬月額のうち、いずれか低い方の標準報酬月額が適用となります。